

第6期 清瀬市介護保険料額(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護を受給している方 ● 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ● 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.40	27,200円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方 	基準額 ×0.62	42,300円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方 	基準額 ×0.73	49,800円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.84	57,300円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方 	基準額	68,200円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 	基準額 ×1.12	76,400円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方 	基準額 ×1.27	86,600円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方 	基準額 ×1.40	95,500円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方 	基準額 ×1.52	103,700円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 	基準額 ×1.66	113,200円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 	基準額 ×1.74	118,700円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方 	基準額 ×1.88	128,200円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方 	基準額 ×1.98	135,000円
第14段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方 	基準額 ×2.12	144,600円
第15段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方 	基準額 ×2.23	152,100円
第16段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方 	基準額 ×2.40	163,700円
第17段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方 	基準額 ×2.55	173,900円
第18段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上の方 	基準額 ×2.70	184,200円

・課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

・老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

・合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。